

り、かつ、密集住宅市街地整備促進事業に支障がないと認められる範囲で、規則で定める者に作業室を一時的に使用させることができる。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

施設の使用資格要件を拡大し、施設の有効活用を図る必要があるで、この条例案を提出いたします。

第26号議案

足立区細街路整備助成条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成15年2月25日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区細街路整備助成条例の一部を
改正する条例

足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「前4項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 区長は、前条第1項の規定により助成の対象とされた路線のうち都市計画法第12条の4第1項に定める地区計画等により幅員4メートル以上に拡幅又は築造を必要とする路線に第1項の整備を行つた者に対して奨励金を交付することができる。

第6条第2項中「第4項」を「第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

奨励金の交付対象を拡大し、細街路整備を促進する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第27号議案

特別区道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成15年2月25日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

特別区道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

1 足立区栗原一丁目地内 裏面のとおり

(提案理由)

付近交通の実情から見て、当該路線の必要を認めるので、この案を提出いたします。

